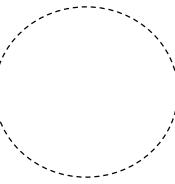


様式第2号(第5条関係)

令和6年度貝塚市低所得世帯支援給付金申請書(請求書)  
(申請を必要とする世帯の場合)(子ども加算分を含む)

申請期限は 令和6年10月31日(木)【消印有効】 です。

貝塚 市長 様



裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名		性別	生年月日	現住所
		男 ・ 女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	日中連絡可能な電話番号 ( )

2. 申請者が属する世帯の状況 ※基準日(令和6年6月3日)時点の世帯の全ての構成員について記載

- 「現住所と令和6年1月1日時点の住所が異なる」欄が「□異なる」に該当する方は、令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する、令和6年度住民税(非)課税証明書を添付してください。(該当する方が複数いる場合は、該当者全員の分)
- 令和6年度住民税(非)課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。
- 同世帯に18歳以下(平成18年4月2日生まれ以降)の児童がいる場合、児童1人あたり5万円を加算して支給します。

※欄が足りない場合は、もう一枚申請書をご使用ください。

	(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	性別	生年月日	令和6年1月1日及び 令和5年12月1日時点 の住所	異なる場合には住所を記載	住民税課税状況 (定額減税前)	
							令和6年度	□課税 □均等割のみ課税 □非課税 □未申告
1	(申請者)	本人		年 月 日	R6.1.1時点の住所 □現住所と同一 □異なる		令和6年度	□課税 □均等割のみ課税 □非課税 □未申告
					R5.12.1時点の住所 □現住所と同一 □異なる		令和5年度	□課税 □均等割のみ課税 □非課税 □未申告
2				年 月 日	R6.1.1時点の住所 □現住所と同一 □異なる		令和6年度	□課税 □均等割のみ課税 □非課税 □未申告
					R5.12.1時点の住所 □現住所と同一 □異なる		令和5年度	□課税 □均等割のみ課税 □非課税 □未申告
3				年 月 日	R6.1.1時点の住所 □現住所と同一 □異なる		令和6年度	□課税 □均等割のみ課税 □非課税 □未申告
					R5.12.1時点の住所 □現住所と同一 □異なる		令和5年度	□課税 □均等割のみ課税 □非課税 □未申告
4				年 月 日	R6.1.1時点の住所 □現住所と同一 □異なる		令和6年度	□課税 □均等割のみ課税 □非課税 □未申告
					R5.12.1時点の住所 □現住所と同一 □異なる		令和5年度	□課税 □均等割のみ課税 □非課税 □未申告
5				年 月 日	R6.1.1時点の住所 □現住所と同一 □異なる		令和6年度	□課税 □均等割のみ課税 □非課税 □未申告
					R5.12.1時点の住所 □現住所と同一 □異なる		令和5年度	□課税 □均等割のみ課税 □非課税 □未申告

3. 基準日時点で世帯にいない児童を子ども加算対象児童として申請する場合

- 以下の児童がいる場合は、記載してください。
- 令和6年4月から令和6年10月31日までに生まれた子(ただし、令和6年10月18日から31日までに生まれた子については申請期限までに申請することができない場合のみ、申請期限を令和6年11月15日(金)【消印有効】に延長します。)※令和6年度貝塚市低所得世帯支援給付金については期限延長はありませんので、先にこの申請書を提出し、別途子ども加算分申請書をご提出ください。
  - 基準日時点で、世帯は別ではあるが生計同一の児童
  - ※ 施設入所(措置)児童については、住所の異動に関わらず、給付金の対象とはなりません。

※欄が足りない場合は、もう一枚申請書をご使用ください。

	(フリガナ) 児童氏名	申請者との 続柄	性別	生年月日	同居・ 別居の別	別居の場合は住所を記載し、 下欄も続けてご記入ください(※)	
						別居の理由	生計同一または生計維持の状況 (面会・仕送り等について)
(※)	児童氏名  別居の児童の属する世帯の世帯主氏名	(児童の属す る世帯)との 続柄		平成・令和 年 月 日	□同居 □別居		
1				平成・令和 年 月 日	□同居 □別居		
2				平成・令和 年 月 日	□同居 □別居		
(※)	児童氏名  別居の児童の属する世帯の世帯主氏名	(児童の属す る世帯)との 続柄		別居の児童の属する 世帯の課税状況 (定額減税前)	対象児童の 課税状況 (定額減税前)	別居の理由	生計同一または生計維持の状況 (面会・仕送り等について)
1				□非課税世帯 □均等割のみ課税世帯 □課税世帯	□非課税 □課税 □未申告		
2				□非課税世帯 □均等割のみ課税世帯 □課税世帯	□非課税 □課税 □未申告		

裏面も必ずご確認ください。

#### 4. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座) ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【口座記入欄】

金融機関名		支店名		分類	口座番号 (※右詰めでご記入ください。)		口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。	
1銀行 5農協 2金庫 6漁協 3信組 7信漁連 金融機関コード 14信連		本・支店 本・支所 出張所		1普通	.....	.....	.....	.....
		支店コード		2当座	.....	.....	.....	.....
ゆうちょ銀行		通帳記号 6桁目がある場合は、 (※欄にご記入ください。)		通帳番号 (※右詰めでご記入ください。)		口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。		
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。		1	0	※	.....	.....	.....	.....

#### 5. 代理の方が申請・受給をする場合

代理人	(フリガナ) 代理人氏名		申請者との 関係	代理人生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日		代理人住所 日中に連絡可能な電話番号 ( )		
	上記の者を代理人と認め、 本給付金の 受給 申請・請求及び受給			を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。 ※受給まで委任する場合は、原則として別途委任状が必要です。		世帯主氏名	署名(又は記名押印) 印	
	法定代理人への委任の場合は記入不要です。							

**【誓約・同意事項】※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。**

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 令和6年度貝塚市低所得世帯支援給付金(以下「本給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。  
※ 本給付金の支給対象となるためには、令和6年6月3日(基準日)時点で貝塚市に住民登録があり、かつ以下の要件を全て満たすことが必要です。なお、対象となる税額は定額減税前の算定となります。
  - ア 世帯の全員が、令和6年度住民税非課税、または均等割のみ課税である。
  - イ 世帯の全員が、令和6年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
  - (注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないとときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
  - ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出している者はいない。
  - エ 住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯に対する令和5年度の給付金の対象世帯であった世帯主を含む世帯ではない。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 他市町村で令和6年度の低所得世帯に対する給付金の支給を受けた世帯または当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。
- ④ 本給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、貝塚市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求めることに同意し、また公簿等で確認できない場合には、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、貝塚市において支給決定をした後は、本給付金の請求書として取り扱います。
- ⑥ 貝塚市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年10月31日までに、貝塚市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、本給付金が支給されないことに同意します。
- ⑦ 本給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、本給付金を返還します。(意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。)

#### 提出書類

- 令和6年度貝塚市低所得世帯支援給付金申請書(請求書)  
(申請を必要とする世帯の場合)(子ども加算分を含む)(本書)  
※必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』  
※申請・請求者のマイナンバーカード(表面)、運転免許証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『振込口座を確認できる書類の写し(コピー)』  
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、振込口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 現住所と令和6年1月1日時点の住所が異なる方は、異なる方全員分の  
令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和6年度住民税(非)課税証明書』の写し(コピー)
- 令和6年6月4日から令和6年10月31日までに生まれた子について申請する場合で、申請時点で貝塚市に子の  
住民登録がない場合は、『出生の事実を証する書類の写し(コピー)』  
※母子手帳の出生届出済証明のページ(公印のあるページ)の写し(コピー)や住民票の写し(コピー)など、出生の事実の分かる書類をご用意ください。
- 代理人の方が申請・受給する場合は
  - ①『世帯主の本人確認書類』の写し(コピー)
  - ②『代理人の本人確認書類』の写し(コピー)
  - ③本人の代理人として成年後見人が申請される場合は成年後見人制度に基づく『登記事項証明書』の写し(コピー)
  - ④保佐人または補助人が申請する場合は、③に加え、代理権付与が確認できる『代理権目録』の写し(コピー)
  - ⑤委任状(受給まで委任する場合は、原則別途委任状が必要です。)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。(必ずご署名ください。)

令和 年 月 日 申請者氏名